

防災備蓄施設の技術基準

1. 趣 旨

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例第 23 条（公益的施設の整備基準）に基づく別表第 4 の 8 に定める防災備蓄施設の整備に関する技術基準を定めるものとする。

2. 対象建築物

集合住宅の建築を目的とする条例適用事業（別表第 2 に規定する計画人口の合計数が 200 人以上）の建築物を対象とする。

3. 技術基準

ア 防災備蓄施設の有効面積は、壁等の内側線で囲まれた部分の水平床面積（壁内による床面積）とする。また、防災備蓄施設の容量は、有効面積に天井高を乗じた大きさ以下で、下記ウを満たすものであること。

イ 防災備蓄施設の天井高は、1.4 m 以上であること。

ウ 防災備蓄施設は、下記カの容量を収納できる容量（計画人口に 0.042 m^3 を乗じた大きさ以上。ただし、下記クの出し入れに必要な歩行スペースを除く。）の確保が可能であること。

エ 防災備蓄施設の扉は、スライド式又は外開き等とすること。また、下記キを収納できる棚（建物と一体であり、棚板の調整が可能なもの。）が設置されていることが望ましい。

オ 防災備蓄施設の設置場所は事業区域内とし、災害時における有効性を考慮した位置に設置し、他の施設と区別すること。

カ 防災備蓄施設の数、原則 1 箇所とする。但し、1 箇所の有効面積が 4 m^2 を超える場合に限り 2 箇所以上とすることができる。

キ 防災備蓄施設を別棟とする場合は、JIS 規格 A6603 準拠の鋼製物置以上の強度を有すること。

ク 備蓄物資については、1 人当たり 3 日分の食料、水等とし、当該建物の建主や管理組合等が購入し、備蓄物資の維持管理は効果的な運用を図るため、マンション組合や居住者等が自主的に行うものとする。

※備蓄物資参考

・水	1 人 1 日 3ℓ	保存期間	5 年
・食料	アルファ米（乾燥米）	保存期間	5 年
	サバイバルフーズ（カンパン、ビスケット類）	保存期間	10 年